

2024年5月24日

事務担当者様

日本ITソフトウェア企業年金基金

他制度掛金相当額について

確定拠出年金(DC)の拠出限度額が本年12月に変更になることに伴い、iDeCoへの加入や加入した場合の掛金額を検討するために必要な情報として、下記の事項を加入者の皆様に周知するよう厚生労働省から求められています。

【すべての事業所のすべての加入者の皆様に対して】

当基金の**他制度掛金相当額**

【当基金以外のDB・DCがある事業所の加入者の皆様に対して】

当基金を含む確定給付企業年金(DB)の他制度掛金相当額と企業型DCの掛金額の合計額が一定額を超えると、本年12月以降、iDeCoの掛金額が引き下げになる または 掛金を拠出できなくなる場合があること

昨年「仮想個人勘定残高のお知らせ」の裏面が「他制度掛金相当額のお知らせ」となっており、本年3月末時点の他制度掛金相当額をご参照いただけるようになっています。

つきましては、加入者の皆様から他制度掛金相当額についてお問い合わせがありましたら、次ページ以降をご参照くださいますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

※当基金は確定給付企業年金(DB)です。この資料は、DB加入者へのDCの制度変更の影響についてご説明するものです。

※iDeCoへの加入や掛金額の変更についてのご質問がある場合は、イデコダイヤルやiDeCoを取り扱う運営管理機関にお問い合わせください。

[iDeCo 公式サイト | iDeCo\(イデコ・個人型確定拠出年金\)【公式】\(ideco-koushiki.jp\)](https://www.ideco-koushiki.jp)

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話:03-5114-5517(代表)

DB加入者のDC拠出限度額の変更(本年12月施行)

DB加入者のDC拠出限度額が変更されます。

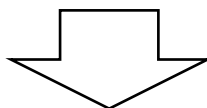
現行(2022年10月～2024年11月)

企業型DC

月額27,500円

iDeCo

月額27,500円 - 企業型DCの掛金額
(上限12,000円)



2024年12月以降

企業型DC

月額55,000円 - DBの他制度掛金相当額

iDeCo

月額55,000円 - DBの他制度掛金相当額 - 企業型DCの掛金
(上限20,000円)

他制度掛金相当額とは、実際のDB掛金額に代わる額として厚生労働省令で定める方法で算定した額のことをいいます。当基金の他制度掛金相当額は下表のとおりです。

加入制度	事業所番号	他制度掛金相当額 ※1
第1年金のみ加入	10XXXX	月額4,000円
第2年金のみ加入	20XXXX	月額3,000円
第1年金+第2年金両方加入	30XXXX ※2	月額7,000円

※1 他制度掛金相当額は1,000円単位となります。当基金の制度変更や財政再計算があった場合、他制度掛金相当額が変更になる可能性があります。

※2 加入制度は加入者ごとに判定します。加入者の範囲が第1年金と第2年金で異なる事業所における他制度掛金相当額は、第1年金のみ加入の加入者が月額4,000円、第1年金+第2年金両方加入の加入者が月額7,000円です。

次ページ以降でパターン別(I～IV)の加入者への影響をご説明します。

パターンⅠ

当基金以外の企業年金制度(DB・DC)をまったく実施していない場合

iDeCoの拠出限度額が月額12,000円から月額20,000円に引き上げとなります。
選択肢が広がりますので、すべての加入者にとって有利な制度変更となります。

パターンⅡ

当基金を含む複数のDBを実施、企業型DCは実施していない場合

iDeCoへの影響は下記のとおりです。

当基金を含むすべてのDBの他制度掛金相当額の合計額が

ア 50,000円を超える場合

iDeCoに拠出できなくなります(iDeCoの拠出額の下限が5,000円のため)。

イ 44,000円以上50,000円以下の場合

iDeCoの拠出限度額が5,000円～11,000円に引き下げとなります。

ウ 43,000円の場合

iDeCoの拠出限度額は12,000円のまま変わりません。

エ 42,000円以下の場合

iDeCoの拠出限度額が13,000円～20,000円に引き上げとなります。

ア・イの場合、iDeCoの選択肢が狭まることに関しては加入者にとって不利な制度変更となります。このことを加入者に周知しなくてはなりません。

パターンⅢ

DBは当基金のみ、企業型DCを実施している場合

企業型DCの拠出限度額が27,500円から「55,000円－当基金の他制度掛金相当額」に引き上げとなります。現行の限度額である27,500円を拠出している加入者について企業型DCの掛金を増額することができます。

iDeCoへの影響は下記のとおりです。

当基金の他制度掛金相当額と企業型DCの掛金額の合計額が

ア 50,000円を超える場合

iDeCoに拠出できなくなります(iDeCoの拠出額の下限が5,000円のため)。

イ 43,001円以上50,000円以下の場合

iDeCoの拠出限度額が5,000円～11,000円に引き下げとなります。

ウ 42,001円以上43,000円以下の場合

iDeCoの拠出限度額は12,000円のまま変わりません。

エ 42,000円未満の場合

iDeCoの拠出限度額が13,000円～20,000円に引き上げとなります。

ア・イの場合(企業型DCの掛金を増額して条件を満たす場合)、iDeCoの選択肢が狭まることに関しては加入者にとって不利な制度変更となります。このことを加入者に周知しなくてはなりません。

パターンⅣ

当基金を含む複数のDBと企業型DCを実施している場合

当基金を含むすべてのDBの他制度掛金相当額の合計額が27,500円を超える場合、「DBの他制度掛金相当額+企業型DCの掛金額」が上限の55,000円を超える可能性があります。

DBの他制度掛金相当額と企業型DCの掛金額の合計額が55,000円を超える場合、変更後の制度を適用すると企業型DCの掛金額を減額しなくてはなりません。掛金の算定方法の変更などを実施するまでの間は、2024年12月現在のDC規約に基づく拠出を引き続き可能とする経過措置があります(詳細は企業型DCの運営管理機関にお問い合わせください)。

DBの他制度掛金相当額が27,500円未満の場合、企業型DCの拠出限度額が27,500円から「55,000円-DBの他制度掛金相当額」に引き上げとなります。現行の限度額である27,500円を拠出している加入者について企業型DCの掛金を増額することができます。

iDeCoへの影響は下記のとおりです。

DBの他制度掛金相当額と企業型DCの掛金額の合計額が
ア 50,000円を超える場合 iDeCoに拠出できなくなります(iDeCoの拠出額の下限が5,000円のため)。
イ 43,001円以上50,000円以下の場合 iDeCoの拠出限度額が5,000円~11,999円に引き下げとなります。
ウ 43,000円の場合 iDeCoの拠出限度額は12,000円のまま変わりません。
エ 43,000円未満の場合 iDeCoの拠出限度額が12,001円~20,000円に引き上げとなります。

ア・イの場合、iDeCoの選択肢が狭まることに関しては加入者にとって不利な制度変更となります。このことを加入者に周知しなくてはなりません。